３．賞与引当金及び見積額の計上基準
　賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。
４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合による退職給付要支給額から前期末の自己都合による退職給付要支給額を控除した額から、退職者に係る前期末の自己都合による退職給付要支給額を控除して計算しております。
５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準
　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
６．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券については、償却原価法（利息法）を採用しております。
７．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　評価基準　低価法
　評価方法　移動平均法
８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
９．リース取引の会計処理
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
11．端数処理
　単位未満の端数は、四捨五入処理をしておりますので、計において一致しないことがあります。

（貸借対照表の注記事項）
１．運営費交付金で充てるべき退職一時金に係る退職給付引当金の見積額は2,584,450千円です。
２．当期の運営費交付金により財源措置が手当されない賞与引当相当額は156,238千円です。
３．減損の兆候
⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額の概要

用　途	種　類	場　所	帳簿価額
宿泊施設（ひばり荘）	建物	豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１－１	1,800千円

⑵　認められた減損の兆候の経緯
　ひばり荘について、令和２年度から令和４年度まで新型コロナウイルス感染症対応の施設として使用後、通常使用が再開しましたが、稼働率の著しい低下が見られるため、減損の兆候が認められました。
⑶　減損の認識に至らなかった理由
　ひばり荘について、将来の使用の見込みが客観的に存在しているため、減損の認識に至りませんでした。

４．土地の譲渡に伴う資本金の減少

名　称	牛　川　町　団　地
譲渡した土地の帳簿価額及びその概要	帳簿価額：39,000千円 面　積：639.74㎡ 所 在 地：愛知県豊橋市牛川通１丁目17－７
譲渡理由	保有財産の見直しにより、不要と判断したため
譲渡収入の額	23,400千円
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額	2,980千円
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額	10,210千円
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付が行われた年月日	令和８年３月31日
減資額	27,349千円

（キャッシュ・フロー計算書の注記事項）
１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	3,857,820千円
うち定期預金	500,000千円
資金残高	3,357,820千円

２．重要な非資金取引

無償譲与の受入による資産の取得	53,813千円

（国立大学法人等の業務運営に関する国民の負担に帰せられるコストの注記）
国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト　（単位：千円）

Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	7,557,037	
⑵　（控除）自己収入等	△　2,920,441	
業務費用合計		4,636,597
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		775,940
Ⅲ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	569	
政府出資の機会費用	448,064	448,633
Ⅳ　（控除）国庫納付額		—
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		5,861,170

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
　近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
　「国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和８年４月10日付け８文科高第46号）に基づき、2.345％で計算しています。